

令和7年度第2回船橋警察署協議会

1 開催日

令和7年10月15日（水曜日）

2 開催場所

船橋警察署

3 出席者

(1) 協議会側 9人

(2) 警察署側 署長以下15人

4 業務報告

(1) 管内の犯罪発生状況等について

(2) 管内の交通事故発生状況等について

(3) 船橋警察署における遺失拾得物の取扱い状況について

(4) 電話詐欺について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの意見・要望等

(1) 【要望】神奈川県において、ストーカー被害を警察に相談していたにもかかわらず、相談者である女性が殺害される事件があったが、警察が組織で実施している同種事案の再発防止策について教えて欲しい。

【回答】神奈川県川崎市内におけるストーカー等事案につきましては、神奈川県警において、同事案における一連の対応に関する検証結果がとりまとめられ、公表されています。

検証結果では、署と県警本部の体制が形骸化し、本来発揮すべき機能が発揮できなかったなどの「組織的・構造的」な問題のほか、捜査の基本の不徹底、苦情等への不適切な対応があったことが明らかとなっており、千葉県警としましても他山の石とすべき内容を含むものとなっています。

千葉県警では、本事案の反省、教訓を全職員に対して教養するとともに、特にストーカー事案等の相談につきましては、現場のみで判断することなく、署長まで報告するとともに、県警本部と連携の上、被害者やその親族等の安全の確保を最優先に加害者の行為が刑罰法令に触れる場合は、加害者の検挙等による加害行為の阻止、一時避難等による被害者等の保護措置など、組織的かつ継続的な対処を徹底することで、同種事案の再発防止を図っています。

(2) 【要望】市民がストーカー被害にあわないための対策等について教えて欲しい。

ストーカー被害を防止するため、県警では、事件検挙を行うだけでなく、被害者の方に対し、ココセコムや防犯ブザーを貸し出しているほか、ケースに応じて、同行や警戒強化を図るなど被害者の安全対策にも万全を期しているところです。

ストーカー被害につきましては、被害が深刻化する前に適切に対応することが何よりも重要です。

もし、不審者を見かけたり、ストーカー被害でお困りの場合は、躊躇せず、警察にご相談していただければと思います。

(3) 【要望】横断歩道撤去に伴う要望（撤去の撤回及び信号機の設置について）

藤原地先の横断歩道が撤去される旨の看板を確認したが、直近の横断歩道まで約100メートル以上の距離があり、多くの住民（特に学生）が利用していることから、同横断歩道を撤去せず、残して欲しい。

残せるのであれば、信号機を設置することも検討してもらいたい。

【回答】同所における横断歩道の撤去の件につきましては、同所付近の交通量増加に伴い、同横断歩道を横断する歩行者が巻き込まれる交通事故が増加したことから、当署において撤去にかかる看板を設置した事実があります。

しかし、地域住民の方から同横断歩道を残したいとの要望が強く、県警本部と再度検討を行っています。

引き続き、地域住民の皆様の声を反映した警察行政に努めていきます。

(4) 【説明】協議会委員からの説明

電話 d e 詐欺防止装置貸出し事業についての説明

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

令和7年9月10日付新規協議会委員に対し委嘱状を交付